

要介護認定申請について

～Q&A～



介護保険制度とは、日常生活の中で介護が必要になった場合に、いつまでも住み慣れた地域で身体の状態に応じた介護サービスを利用しながら、安心して生活していけるよう社会全体で支えあう制度です。

介護保険サービスを利用するためには、「要介護認定」が必要です。

「要介護認定」について、よくあるお問い合わせをまとめました。

お問い合わせ先▼みよし広域連合 介護保険センター（電話 76-0030）

問 要介護認定を受けたのですが、申請はどのようにすればよいですか？



答 認定の申請は、本人やご家族が介護保険センターや三好市長寿・障害福祉課および各総合支所の窓口でしていただけます。その他、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。申請される前に、介護保険センターまでご連絡いただければ、詳しくご説明させていただきます。

書（医師の診断書）を資料とし、認定審査会（保健、医療、福祉の専門家で構成される）において審査され決定されます。

問 要介護認定を受けていますが、介護サービスはどのようにすれば利用できますか？

答 介護サービスは、本人やご家族が地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所に相談し、ケアプラン（介護サービスの利用計画）を作成してもらい提供されます。事業所の連絡先は、みよし広域連合のホームページやパンフレット（介護保険センターや長寿・障害福祉課および各総合支所の窓口にあります）でご確認ください。

問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

介護サービスを利用したり介護保険施設へ入所したりするために受けることが前提となっています。

問 父親は「ヘルパーに自宅へ来てもらいたくないし、デイサービスにも行きたくない。」と言っていますが、日中一人で生活しているのが不安です。認定申請はできますか？

答 本人の同意を得てから認定申請をしてください。認定調査、ケアプランの作成、介護サービスの提供、いづれにおいても本人の同意が必要です。ただし、重度の認知症（本人と意思の疎通がとれないなど）の場合を除きます。

問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

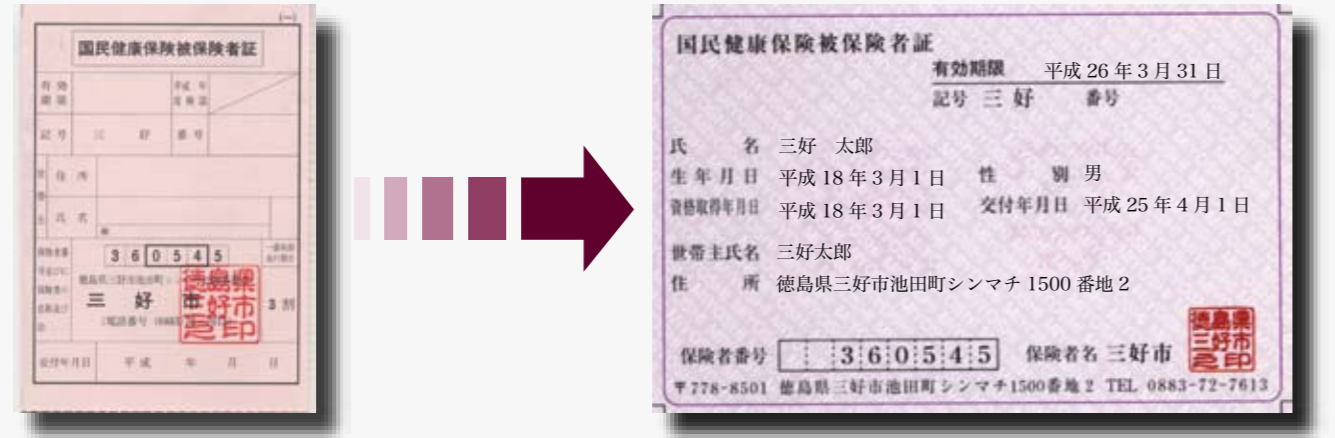
問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

4月1日から 国民健康保険証が個人カード化されます



- ◆ 1人1枚で便利に
国民健康保険の保険証を4月1日（月）の一斉更新からカード化し、1人1枚交付します。
 - ◆ 遠隔地・学生特例の保険証
個人カード化に伴い、遠隔地の保険証の手続きは不要になります。ただし、学生特例（マル学）の保険証で住所地を市外に移している方は、手続きが必要です。
 - ◆ 紛失に注意しましょう！
保険証が個人カード化になることで利便性はよくなりますが、ほかのカードに紛れたり、小さくなったことで、なくしやすくなる可能性もあります。管理には十分に注意してください。
- ◆お問い合わせ先 三好市保険医務課 電話 72-7613

問 現在入院中ですが、いままぐ認定申請をすることはできますか？



答 医療保険を利用して入院している間は介護保険のサービスは利用できず、退院して在宅に戻られるか、介護保険施設へ入所することによって、介護サービスを利用することができます。

また、病気や骨折の直後である急性期での入院の場合、状態がまだ不安定であるため、認定調査で本人の心身の状況を的確に把握することが難しくなります。このため、退院の目的が立った時点で認定申請をしてください。

問 要介護認定は受けていますが、現在介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

答 要介護認定は、介護や日常生活の支援が必要な状態となった方が、必要に応じて申請することになります。

問 現在、介護サービスを利用していませんが、将来に備えてあらかじめ認定を受けておくことはできますか？

ん。認定の有効期間の更新時期が近づいてきたので、更新申請をしたのですが？

答 介護サービスを利用していない方や当面利用する予定のない方、医療保険の病院へ入院中で当面退院の予定のない方などは、現時点で更新申請をする必要はありません。

真に介護給付を必要とする方のできるだけ早く認定し、介護サービスの提供をするべく、介護保険センターとしても創意工夫をしています。皆さまにもご理解をいただき、介護サービスを利用するときに認定申請をするよう、ご協力ください。

なお、介護保険に関する相談は、みよし広域連合介護保険センター（☎76-0030）までお問い合わせください。

四国酒まつりで実感！自分の町の魅力
 藪下 敬太



まだまだ、コートが手放せない寒い季節ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
 さて、冬の終わりの2月末には三好市の一大イベント「四国酒まつり」が開催されました。四国中のお酒が三好市に集結し、町に酔人が練り歩くまさにお祭りな一日で、私はその酒まつりの共催イベントとして行われた「うだつマルシェ」のお手伝いをさせて頂きました。約80店舗ものお店が池田のうだつの通りに並び、町は賑わいをみせておりました。こういった町の大イベントは三好市を知ってもらうチャンスであり、三好には誇るべき酒蔵が沢山あり、地域資源をもっと県外に発信できるチャンスだと感じました。



そして、ボランティアなどで参加された若い人達や活力を持つ人達が、今後こういった大きなイベントを知る事で新たに自身の新しい発想や町への思いを強く持ち、少しでも規模を上げれるような形ができれば町はもっと魅力的になっていくと私は感じました。
 今回酒まつり関連で、私自身が企画させていただいたイベントといたしましては、翌日の2月24日、非公式の後夜祭として旧政海旅館で古い建物を利用した音楽イベントを開催し、50人程のお客様がご来場され、音楽に酔っていただきました。お酒も音楽も、人が自分に町に、酔えるまちづくりのお手伝いができたらと思っております。

三好市まちづくり基本条例
 施行記念講演会を開催します



三好市まちづくり条例
 施行記念講演会

三好市まちづくり基本条例を上手く活用するために、「まちづくり基本条例を活かすには」と題して、条例施行記念講演会を開催します。
 講師には、三重県教育委員会委員長でもある、岩崎恭典四日市大学総合政策学部教授をお迎えします。
 本講演はどなたでも受講可能です。受講を希望される方は、三好市企画調整課までご連絡ください。

日時▽3月19日(火) 13時30分
 場所▽三好市保健センター2階ホール(池田町シンマチ)
 演題▽まちづくり基本条例を活かすには
 講師▽岩崎 恭典さん(三重県教育委員会委員長・四日市大学総合政策学部教授・元三好市まちづくり条例策定審議会委員)

お問い合わせ先

三好市企画調整課
 電話 72・7607

※条例の詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。



講師 岩崎 恭典さん

三好市交流拠点施設実施計画
 シリーズ③
 「市民協働で交流の拠点づくり」

市民誰もが気軽に訪れ、様々な形での利用・活動が可能で地域の人々の集まる交流施設としていくために、市民の皆様や専門家のご意見や助言を取り入れながら進めていきます。



- ◇市民協働
- ①「運営委員会」の設置
 運営や事業にかかる「中長期計画」や「年次計画」等の履行状況の検証、施設の運営、事業の企画などを総合的に検証し、助言や改善対策を提言する機関として、利用者や有識者等から成る「運営委員会」の設置を検討します。
- ②「友の会組織」の設立
 地域に根差す施設とするため、多くのサポーターとなる人を集め、その核となる「友の会」設立を検討します。友の会は会費制を採り、会費は運営経費に充て、会員には「チケット優先予約」や「会員限定公演」などの特典サービスを提供します。
- ③「運営支援組織」の設立
 市民に主催事業などにおける企画・制作ボランティアとして運営にも携わっていただく機会を設けます。市民による運営支援活動が行われることで、施設や地域における文化・交流の中核的な役割を担う人材の育成事業としての機能も期待できます。

◇施設利用

文化の振興および交流の推進を図る目的で設置する施設であることから、これらに関連する事業や活動を第一義に考え、貸館業務も同様に扱います。
 開館時間や休館日については、他の施設の状況を参考に、柔軟性を持たせた設定をすることとします。

◇収支の考え方

運営財源に関しては、設置者の責務として必要な予算を確保します。そのうえで、必要なサポート制度の導入など、運営資金の独自調達に努める経営努力をし、民・官の支援や助成制度の利用、企業・個人から寄付を集めるなどの積極的な資金調達を行います。こういった収入や使料の設定は「受益者負担」の考え方を基本とし、利用者に応分の負担を求めることにより、安定した収入を確保しますが、意義のあるものと認められる活動や行事には、基準を設け減免措置を講じます。市民間の公平性の確保にも留意し「人が集まり交流する」という施設の設置目的の妨げにならないよう設定します。



◇評価

「運営委員会」による評価とその公表のほか、実施事業でのアンケート実施や施設およびウェブページによる利用者意見の聴取などを日常的に行います。指定管理による運営となった場合は、「三好市モニタリング実施マニュアル」に基づき評価を行います。

お問い合わせ先

三好市文化交流推進課 (☎ 72・7633)

※詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。